

北海道・札幌市緊急共同宣言を踏まえた学校の臨時休業に伴う  
通学定期券の特例の払戻しについて（概要）

1 特例の払戻しについて

(1) 対象者

令和2年4月1日以降に臨時休業となった小・中・高等学校及び特別支援学校等に在学する児童及び生徒

※ 4月1日から4月14日までの間に臨時休業となった私立高等学校等もこの度の取扱いの対象としております。

(2) 対象となる定期券

札幌市交通局で発売した地下鉄・路面電車・バスの通学定期券のうち、通用期間に4月以降の臨時休業開始日を含む通学定期券

なお、4月の臨時休業開始日以降にご購入された通学定期券は、今回の特例対応の対象外となります。

(3) 払戻計算方法

ア 地下鉄・路面電車の乗継定期券、地下鉄のみ及び路面電車のみ定期券  
窓口での申出日にかかわらず、通学されている学校の4月以降の最終登校日を申出日とみなして通常の払戻計算方法に基づき行います。

※ 前年度から継続して臨時休業となっている学校につきましては、最終登校日を令和2年3月31日（火）とみなします。

イ バス乗継定期券のバスに係る分及びバスのみ定期券

窓口への来所日を申出日として通常の払戻計算方法に基づき行います。

2 払戻手数料について

徴収しません（通常は500円徴収）。

3 払戻受付期間について

令和2年4月15日（水）から当面の間

4 払戻受付場所について

以下の地下鉄駅定期券発売所にて受け付けます。

(1) 大通

平日：8時から20時まで 土曜日、日曜日及び祝日：10時から18時まで

(2) 北24条、真駒内、琴似、白石、新さっぽろ、宮の沢、環状通東、福住

平日及び第1・3・5土曜日：11時15分から19時30分まで

※ 第2・4土曜日、日曜日及び祝日は定休日となります。

5 4月1日から4月14日までに払戻手続を済まされた方への対応について

手数料還付等の対象となるお客様には後日連絡のうえ、対応をさせていただきます。

6 交通局ホームページ

本件に係るその他の詳細な情報等については、下記の交通局ホームページにてご確認ください。

URL <http://www.city.sapporo.jp/st/covid19-haraimodoshi-2.html>